

入札後審査方式一般競争入札（委託業務・価格競争）の共通事項

公益財団法人徳島県建設技術センターが発注する建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等について、入札後審査方式一般競争入札（委託業務・価格競争）により入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。

1 基本事項

- (1) 設計図書等の熟知
入札参加者は、公益財団法人 徳島県建設技術センターが指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。
- (2) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札保証金
入札保証金の納付については、免除する。
- (4) 入札執行回数
入札執行回数は1回までとし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは入札を終了する。
- (5) 開札の立ち会い
開札は、入札執行職員の開札宣言後、入札書を開封し、入札参加者の立ち会いの上、開札を行う。
- (6) 入札・開札の延期及び中止
 - ① 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、この入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - ② 入札参加者が1人のみとなった場合には、この入札を取りやめることがある。

2 入札の失格

- (1) 以下により算出される最低制限価格（税抜き）を下回る入札を行った者は失格とする。
なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格（税抜き）} &= \text{最低制限基本価格（税抜き）} \times \text{ランダム係数} \\ \text{最低制限基本価格（税抜き）} &= \text{「直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他経費} \times 0.9 \\ &\quad \text{+ 一般管理費等} \times 0.48\text{」} \end{aligned}$$

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の8/10を超える場合は、予定価格の8/10を最低制限基本価格とし、予定価格の2/3に満たない場合は予定価格の2/3を最低制限基本価格とする。

また、ランダム係数については、別に定める「ランダム係数の算出について」に基づき算出するものとする。

- (2) 開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者、又は徳島県暴力団排除措置要綱（平成23年3月28日管第100597号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者

3 入札の無効

徳島県が定める競争契約入札心得の第5に準じる。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

5 入札参加資格確認資料等に関する事項

- (1) 入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）
 - ① 入札参加資格審査申請書の提出を行う際に同時に提出する書類
ア 入札参加資格確認票（様式1）
提出後落札決定までの間において、様式1に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。
 - ② 落札候補者となった場合に提出する書類（追加書類）
ア 配置予定技術者
落札候補者となった者は、配置予定技術者の資格証明書の写し、健康保険被保険者証の写し等3か月以上の雇用関係が確認できる書類等を速やかに提出しなければならない。提出の方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途連絡する。
契約後、当該技術者を変更することは原則として認めない。
- (2) その他
 - ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
 - ② 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。
 - ④ 提出期間終了後は、申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 落札者の決定等に関する事項

- (1) 落札候補者の決定方法等
 - ① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
 - ② 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料の審査を行うものとする。
 - ③ ②の審査は、原則として、開札日の翌日から起算して2日以内（公益財団法人徳島県建設技術センターの休日（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）以下同じ。）を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。
なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。
また、落札候補者となるべき同じ評価値の者が2者以上ある場合には、入札事務に係りのない職員を立ち合わせて、入札執行者によるくじにより落札候補者を決定するものとする。
 - ④ 落札候補者を決定した場合、落札候補者の入札参加者に対しては、電話連絡等を行う。
 - ⑤ (2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、次順位者を落札候補者として決定する。
- (2) 落札者の決定方法等
 - ① (1)により、落札候補者として決定された者に対して、電話連絡等により5の(1)において規定する追加書類の提出を求めることとする。
なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。
 - ② 落札候補者から提出された追加書類の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者から5の(1)において規定する追加書類の提出を求め、追加書類の審査を行うものとする。
なお、落札者が決定するまで順に同様の手続を行うものとする。
 - ③ ①の審査及び②の落札者の決定は、原則として、落札候補者として決定された日の翌日から起算して2日以内（公益財団法人徳島県建設技術センターの休日を除く。）に行う。
 - ④ 落札者を決定した場合は、落札決定者へ電話連絡等を行う。

7 契約締結手続き

- (1) 契約に使用する言語
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成
この契約を証するため、書面により契約書を作成する。
なお、落札者は、契約書の案に記名押印して契約を結ばなければならない。
- (3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
- (4) 落札者は、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。
- (5) 落札者の決定後、契約を締結するまでの間において、落札者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合又は入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、この契約を締結しないこととする。

8 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないとされた者は、発注機関の長に対して、その理由についての説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 提出期限
開札執行日の翌日から起算して7日以内（公益財団法人徳島県建設技術センターの休日を除く。）に提出すること。
- (2) 提出時間
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出場所
入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1) 入札に関すること」に記載されている場所
- (4) 回答
説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して10日以内（公益財団法人徳島県建設技術センターの休日を除く。）に、書面により回答する。

9 入札に関する事項

- ① 確認資料の持参又は郵送による提出
確認資料を持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法により提出すること。
なお、持参又は郵送により確認資料の提出を行う場合は、封筒の表に「案件名称」、「入札参加希望者の住所及び商号又は名称」を記載し、「入札参加資格確認資料在中」と朱書きした上で、提出すること。
 - ア 提出期限
入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限
 - イ 提出場所
入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1) 入札に関すること」に記載の場所
- ② 入札書は、公益財団法人 徳島県建設技術センターホームページに掲載している様式により作成・封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された場所において入札書提出締切日時までに入札箱に投入しなければならない。
- ③ 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- ④ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。
- ⑤ 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合	復代理人の場合
住 所	住 所
商号又は名称	商号又は名称
代表者 氏名	代 表 者 氏名
代理人 氏名 印	代 理 人 住所
	商号又は名称
	氏名
	復代理人 氏名 印

10 その他

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止の措置の対象となることがある。